Ｚ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄの別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値

Ｌ　：山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：⑵①イ㈠ホ）Ｃ㈠に定める料金の額又は別表６のうちＡ若しくはＣ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ'　：別表６のうちＣ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表６のうちＣに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×ｄ＋Ｐ'を次式に読み替えるものとする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×ｄ＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

１．⑶⑦イ及びロを次のとおり改める。

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）に高速国道又は別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）若しくはＤに掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）ＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率等

㈠　普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）並びに別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）の各区間又は別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）若しくはＤに掲げる各高速道路の別に割引率を乗じて算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表６のうちＣに掲げる高速道路においてのみ、下記の計算式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＷ、Ｘ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｗ：30

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

㈡　対距離制の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。